第2期教育振興基本計画の策定について

○資料目次

(第4回教育振興基本計画部会配付資料)
・第2期教育振興基本計画の策定について(諮問)、諮問理由・・・・・P. 1
・中央教育審議会教育振興基本計画部会委員 ・・・・・・・・・P. 5
・4つの基本的方向ごとの進捗状況について(現行計画フォローアップ)・P.6
・我が国の教育を取り巻く諸情勢の変化・・・・・・・・・・P.36
・創造的復興のイメージ・・・・・・・・・・・・・・P. 37
(第7回教育振興基本計画部会配付資料)
・東日本大震災を受けて教育振興基本計画の策定上留意すべき課題について
(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 38
・基本計画部会における当面の審議の進め方(案)・・・・・・・・・P.43
・第2期基本計画の検討の進め方等について(案)・・・・・・・・P.44
(参考資料)
・教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)パンフレット・・・P. 45
○参考:これまでの開催状況
平成 23 年 6 月 6 日 中央教育審議会(第 77 回)
(議題) ・第2期教育振興基本計画の策定について(諮問)
平成 23 年 6 月 13 日 中央教育審議会教育振興計画部会(第 4 回)
(議題) ・現行教育振興基本計画の進捗状況、我が国の教育を取り巻く諸情勢の変化、
東日本大震災を踏まえた教育上の課題
平成 23 年 7 月 4 日 中央教育審議会教育振興計画部会(第 5 回)
(議題) ・震災関係者からのヒアリング
平成 23 年 7 月 8 日 中央教育審議会教育振興計画部会(第 6 回)
(議題) ・震災関係者からのヒアリング
平成 23 年 7 月 21 日 中央教育審議会教育振興計画部会(第 7 回)
(議題) ・東日本大震災を踏まえた教育上の課題の整理
(餓起)・宋日本人辰火で晒よんに教育工の味趣の金哇

23 文科生第 171 号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第2期教育振興基本計画の策定について

平成23年6月6日

文部科学大臣 髙 木 義 明

(理由)

戦後約60年ぶりに改正された教育基本法の基本理念を踏まえ、平成20年7月に教育振興基本計画を策定してから、既に3年の歳月が経過した。現行計画は、知識基盤社会の進展や国内外における競争など社会が大きく変化する中で、21世紀において我が国が明るく豊かな未来を切り拓いていくため、平成20年度から24年度までの5年間にわたり、社会の存立基盤である教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。

これまで、本計画に基づき学習指導要領の着実な実施や大学の教育・研究の充実など各種の取組が進められ、さらに、教育費負担軽減のための方策や教職員の質・量の充実など様々な施策が展開されている。一方、確実かつ急速に進行する社会の変化に対応するため、教育政策は不断の見直しが求められており、各施策の所期の目的が達成されているかどうかを十分に評価した上で今後の改善に繋げ、さらに新たな施策を実施する必要がある。

社会の変化として、例えば、社会保障給付の対象となる高齢者が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、少子高齢化の急激な進行は、持続可能な社会を実現するための社会システム構築の必要性を一層高めている。

また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や地球環境問題、食料・エネルギー問題は、単なる経済規模の拡大、物質的な豊かさの追求という視点に真正面から疑問を投げかけている。そこで、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生できる環境の醸成が求められる。

同時に、終身雇用を前提とした雇用慣行や産業構造の変化、厳しい経済状況により、 経済的格差の増大やその固定化が懸念されるところであり、一人一人の多様な個性・ 能力の伸長や社会生活における機会均等が求められる。

さらに、都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、 地域社会等のつながりが低下していることが指摘されるが、その一方、情報通信技術 の進展も相まって、NPO活動やボランティア活動などを通じた社会貢献・新たなコミ ュニケーションをもたらすことも期待される。時代の変化に対応して、コミュニティ を再構築することは大きな課題であり、個人が自立的に社会に参画し相互に支えあう ことができる環境づくりが求められる。 このような様々な状況変化は相互に連関しており、課題解決は一朝一夕ではないが、解決への糸口となるのは、人の知恵、文化、コミュニケーションなど、いわゆる「ソフトパワー」にほかならないと考えられる。すなわち、社会がどのように変化しようとも、自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を生み出す、真の「生きる力」の育成が社会の構成員一人一人に、また社会全体において求められる。教育はその力を形成する基本的な営みであることは言を俟たない。

折しも、東日本大震災が平成23年3月11日に発生した。この未曾有の震災は、現代文明、社会経済システムの在り方や人生観・価値観などに大きな問いを投げかけるものであり、衝撃をもたらすものであったが、これまでも幾多の国難を、知恵の力、人の力、そして絆の力によって我が国は乗り越えてきている。実際に、被災地においては、老若男女、地域内外の出身を問わず多くの人々がボランティアとして避難所運営を担い、あるいはがれき撤去などに従事している。さらには、多大な義援金が寄せられるなど、一人一人が結集した社会全体の絆こそが我が国の強みであることをあらためて実感させられるものとなった。

また、本震災は、被災地域だけの問題ではなく、今を生きる我々全てが自らのこととして共有すべき課題であり、被災地域の復興無くして我が国の発展は無いことを肝に銘ずべきである。

今後、被災地域の復旧・復興、ひいては我が国全体の発展を考える上では、次代を担う子どもや若者が、希望を持って、未来に向かって前進していけるような環境を整備していくこと、すなわち持続可能な社会の構築に向けた「未来への投資」が何よりも重要であると考えられる。

以上のことを踏まえつつ、第2期の教育振興基本計画の策定に向けては、特に、以 下の事項を中心にご審議をお願いしたい。

第一に、第1期基本計画策定後の社会情勢の変化や施策の実施状況、さらには今般の震災が社会全体に与える影響などについて検証・評価し、それを踏まえ、生涯学習社会の実現を目指し、家庭、地域の教育力の向上や初等中等教育から高等教育に至る学校教育の充実など教育振興のための基本的な方針及び諸方策を明らかにしていただきたい。

その検討に当たっては、上記のような社会情勢等の変化を踏まえ、特に以下の点が 重要であると考えられることにご留意いただきたい。

- ① 少子高齢化や情報化の進展、産業構造・雇用の変化、経済的格差の増大・固定化、 価値観の多様化等に伴い、生涯を通じて学習の機会を確保するための方策や、全て の大人・子どもが自立し共に生きるための知識や能力などを身につけることが一層 必要となってきていること
- ② 地域社会、家族形態の変容等に対応しつつ、社会の絆を再構築することにより、 社会全体の教育力の向上を図り、一人一人が主体的に社会に参画し相互に支え合い ながら諸課題を解決することができる基盤づくりが求められていること
- ③ グローバル化の進展等に伴い、新たな社会的・経済的価値をもたらすイノベーションの創出に資する人材として、国際的視野を持ち、先見性や創造性に富む人材、 各分野での指導力を有する人材を育成するための方策が求められていること

第二に、教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施する観点からは、各方策の進捗 状況及び具体的な成果を点検し、その結果を新たな取組に反映させていくことが不可 欠であることから、具体的な成果目標の在り方とともに、教育の質の向上、教育環境 の整備、教育行政体制の充実その他の諸方策のご議論をお願いしたい。

以上の点について、自由闊達なご議論を通じ、未来に向けた骨太の方針をご提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。

中央教育審議会教育振興基本計画部会委員

平成23年6月13日現在 (50音順 敬称略)

委 員 15名

部会長 三 村 明 夫 新日本製鐵株式會社代表取締役会長

副部会長 安 西 祐一郎 慶應義塾学事顧問・慶應義塾大学理工学部教授

副部会長 小 川 正 人 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授

相 川 敬 社団法人日本PTA全国協議会会長

石 井 正 弘 岡山県知事

衞 藤 隆 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭

総合研究所副所長、東京大学名誉教授

大日向 雅 美 惠泉女学園大学大学院平和学研究科教授

岡 島 成 行 大妻女子大学家政学部教授、公益社団法人日本環

境教育フォーラム理事長

金 子 元 久 独立行政法人国立大学財務経営センター教授 研

究部長

國 井 秀 子 リコーITソリューションズ株式会社取締役会長

執行役員

篠 原 文 也 政治解説者、ジャーナリスト

田村哲夫 学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張

中学校・高等学校長

寺 島 光一郎 北海道乙部町長

濱 田 純 一 東京大学総長

森 民 夫 長岡市長

臨時委員 9名

安 倍 徹 静岡県教育委員会教育長

家 本 賢太郎 株式会社クララオンライン代表取締役社長

大 江 近 全日本中学校長会会長、東京都渋谷区立上原中学

校長

木 村 孟 東京都教育委員会委員長、東京工業大学名誉教授

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

竹 原 和 泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長

中 橋 恵美子 特定非営利活動法人わははネット理事長 丸 山 伸 一 株式会社読売新聞東京本社論説副委員長

宮 本 太 郎 北海道大学大学院法学研究科教授

4つの基本的方向ごとの進捗状況について

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

【平成20年度からこれまでの主な取組と課題】

<学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる>
◇学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進

- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、社会全体で教育を支える取組を推進しており、これらの成果として、子どもの学力や規範意識、コミュニケーション能力の向上や地域住民の生きがいづくり、地域の活性化などが指摘されている。また、震災等有事の際においても地域の力として効果を発揮。
- 学校支援地域本部については、平成22年度において、全国1,005市町村に2,540本部が設置されており、市町村実施率は平成20年度が48.5%であったところ、平成22年度には58.2%となっている。また、全国8,557の小中学校で実施されており、全小学校の27.9%、全中学校の27.0%をカバーしている。
- 放課後子ども教室については、全国1,065市町村の9,280箇所で実施されており、市町村実施率は、平成20年度が56.5%であったところ、平成22年度には61.7%となっている。小学校区あたりの実施率では、平成20年度:35.7%が平成22年度は43.8%となっている。
- コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) については、全国82市 町村の 629 校 (平成 20 年 4 月 1 日時点: 341 校) で指定されており、市 町村実施率は平成 20 年には 3.5 %であったところ、平成 22 年には 4.7 % となっている。
 - → 実施にあたっての課題として、こうした取組に関する学校・教職員の 理解の不足や必要なボランティアの確保、事業費の確保などが挙げられ ており、今後、さらなる全国的普及のために解決に向けた検討が必要。

◇子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

○ 青少年の体験活動に関する国、地方、民間の役割と連携の在り方、地方における体験活動の推進のための支援策や今青少年教育施設のあり方等について検討。(平成23年2月に「今後の国立青少年教育施設の在り方について(報告書)」を取りまとめ。)

【参考】

- ・大きな木に登ったことがない子ども H10:43% → H21:52%
- ・キャンプをしたこがない子ども H10:38% → H21:57%

(独立行政法人国立青少年教育振興機構 『青少年の体験活動等と自立に関する実態 調査』(平成 21 年度調査)報告書)

→ スポーツ・青少年分科会に「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」を設置し、同部会の検討状況等を踏まえ、方向性の定まったものについては、次期計画に位置づける必要。

◇青少年を有害情報から守るための取組の推進

- 出会い系サイト以外のサイトで事件にあう児童生徒が平成22年度で1,23 9人、児童ポルノ事犯によって被害を受ける被害児童が618人と、現在もインターネットを利用した犯罪に巻き込まれる児童生徒が多数存在。
- このような現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を推進しているところ。また、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や同年6月に策定された基本計画に則り、特に携帯電話のフィルタリングサービスの普及や、青少年がインターネットを適切に利用できるよう情報モラル教育及び啓発活動を、関係府省や事業者等と連携して推進しているところ。

【参考1】

・携帯電話・PHS 事業者各社のフィルタリングサービス利用数実績 H20:455 万件 → H23.3:777 万件

(社団法人電気通信事業者協会「有害サイトアクセス制限サービス (フィルタリング サービス) 利用状況について」)

【参考2】

- ・「出会い系サイト」に関係した事件の被害者数
- ・出会い系サイト以外 H20:792 → H22: 1239
- ・出会い系サイト H20:724 → H22: 254

(警視庁 「少年非行等の概要」 (平成22年1月~12月)

→ 引き続き、上記の取組を進めるとともに、青少年が携帯電話以外のスマートフォンや携帯ゲーム機地デジ対応テレビなどインターネットに接続できる機器を利用する上での課題とその対策などについて、緊急に調査研究を実施する必要。

<家庭の教育力の向上を図る>

○ 地域の子育て経験者や民生委員・児童委員、元教職員、保健師、臨床心理士など、地域の多様な人材と専門的人材が「家庭教育支援チーム」を構成し、学校や福祉関係機関等と連携して、保護者への家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応等を行う手法の開発等を推進(平成22年7

月現在、全国で132のチームが活動)。

○ 手法開発等の成果を活かした家庭教育支援の取組は既に約2,000箇所で 実施されているが、地域の実情や課題等に応じた取組がさらに広く各地で 行われるよう、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を実施。

【参考】

- ・就寝が11時以降の児童生徒の割合(小学6年生) H19:17.7% →H22:16.4%
- ・朝食を食べないことがある児童生徒の割合(小学6年生) H19:13.7%→H22:11.0%
- ・家の人と学校でのできごとについて話をしている児童生徒の割合 (小学6年生) H19:68.5%→H22:74.3% (全国学力・学習状況調査)

→ 地域の子育て環境の変化や家庭をめぐる問題の複雑化等を踏まえ、引き続き、学校、家庭、地域、企業など、社会全体で子育てや家庭における教育を支援する環境を整備していくことが必要。

→ 現在、これまでの施策の効果や課題などについて評価検証等を行っているところであり、この踏まえ、更なる支援に繋げていくことが必要。

<人材育成に関する社会の要請に応える>

- ◇キャリア教育・職業教育、就業力育成等
- キャリア教育・職業教育について、例えば、企業等との協働による職場体験活動・インターンシップは、中学校において9 4%を超えて実施(平成21年度)されているが、推奨する5日間を超えてその実施期間が推奨する5日を超えて実施する学校の割合は19.2%にとどまっている。更に高等学校(全日制)においては、インターンシップを体験した生徒の割合が29.9%、とりわけ普通科においては17.3%にとどまるなど、学校ごとの取組に大きな差がみられる。また、キャリア教育は「新しい教育活動を目指すものではない」としてきたことにより従来の教育活動のままでよいと誤解されたり、「体験活動が重要」という側面のみをとらえて、職場体験の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなしたりする傾向が指摘されるなど、一人一人の教員の受け止め方や実施の内容・水準にばらつきがあることも課題としてうかがえるが、これらを踏まえ、平成23年1月には、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」を取りまとめた。
- これまで、専門的職業人を育成するために先導的な取組を行う専門高校等に対する支援を行うとともに、社会人等の学び直しの機会の充実のため、学習者のニーズに対応した幅広い学習機会が提供されるよう、大学等における産学連携による実践的な教育プログラムの開発・実施・財政支援等を行った。
- 専修学校においても、産学連携の下、実践的な人材養成を推進。
- しかしながら、大学卒業者の数・質と労働市場が求める人材ニーズと

- の間にミスマッチが起きているおそれ。また、18歳人口は平成33年度から減少傾向に入る見込。
- このため、有識者、関係省庁を中心に「実践キャリアアップ戦略」の 基本方針を取りまとめるとともに、就職採用活動の早期化・長期化の 是正等について産業界との意見交換を行った。さらに、大学につい ては22年度~26年度までに取り組むべき事項をまとめた「大学の就業力 向上プラン」を策定・実施。

【参考】

- ・若年無業者数 H20:64万人 → H22:60万人
- ・フリーター数 H20:170万人 → H22:183万人

(総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」)

- → 上記の取組を着実に実施するとともに、中教審答申を受け、各学校 段階を 通じたキャリア教育・職業教育の方策を検討。特に、平成23年 4月1日現在の大卒の就職率が91.1%と過去最低の水準となる昨今の厳 しい雇用情勢を踏まえ、既卒者等の学び直しの機会の充実、職業実践的 な教育に特化した枠組み等について検討が必要。(大学での社会人の受 け入れ促進方策についても検討)
- → 初等中等教育段階において、外部の組織や人材と連携・協働するにあたってのマッチングや態勢の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、高等学校(特に普通科)における教育課程に、「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような中核となる時間を位置付けることなどについて検討が必要。
- → 専修学校においても、産学連携の下での実践的な人材養成をさらに推進するとともに、学習者のニーズにあわせたプログラムの提供等についても検討が必要。

くいつでもどこでも学べる環境をつくる>

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の 推進
- 〇 図書館の施設数は増加傾向(図書館:2,175館(H5)→3,165館(H20)、なお、市町村別の設置率は(市:98.0%、町:59.3%、村:22.3%)、利用者数は増加傾向(100,500千人(H4)→171,335千人(H19))。また、博物館の施設数は増加傾向(861館(H5) → 1,248館(H20))。利用者数については減少傾向(134,335千人(H5)→124,165千人(H20))。
- 図書館や博物館が対応を求められている重要課題(指定管理者の実態分析、リスクマネジメントなど)についての調査研究を実施。司書や学芸員の資質向上を図るため、大学における養成課程について科目や単位数の見直しを実施(平成21年3月省令改正、平成24年4月施行予定)。

- 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、地域や 家庭と連携し子どもの読書活動の推進のための取組を実施。
 - → 図書館、博物館が、個人と地域の自立を支援する学習拠点として誰も が利用しやすく整備され、機能するよう、一層の取り組みを促すことが 必要。
 - → 平成24年度中を目途に次期「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定予定。また、幼い時期から読書習慣を身に付けるための家庭における理解の促進や、依然として、中学生以上の読書離れが顕著であるため必要な施策を講じることが必要。

◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

- 公民館の施設数は減少傾向(17,562館(H5)→15,943館(H20))。社会教育主事や公民館主事など、社会教育担当職員は減少傾向(22,568人(H5)→18,424人(H20))利用者数は増加傾向(219,468千人(H4)→236,617千人(H19))。
- 多様化する地域課題に対応した学習機会を提供するため、公民館等を中心として関係機関が連携協力し地域全体で社会教育に関する実証的研究を行うなど、公民館を活用した地域ぐるみの学習を推進するための環境整備を図った。
- 今回の震災において、多くの公民館が避難所として大きな役割を果たした。
- → 各地の公民館における先進的な取組事例を収集するとともに、広く全 国に情報発信し、地域の拠点となる質の高い公民館活動を推進すること が必要。
- → 地域における生涯学習・社会教育の振興を担う人材の育成・確保の方 策について検討が必要。

◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の促進 (人権教育)

○ 憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進しており、学校教育に関しては、「人権教育の指導方法等の在り方について」これまでに三次にわたるとりまとめを公表し、教育委員会・学校等に人権教育の推進を促してきた。平成20年度・21年度には、第三次の「とりまとめ」を踏まえた人権教育の推進に関する取組状況の調査を実施し、現状と課題の分析を行った。

また、社会教育に関しては、平成16年度から平成21年度は、「人権教育 推進のための調査研究事業」において、調査研究、研究協議会開催により 人権教育を推進した。また、平成22年度には、「社会教育における地域の 教育力強化プロジェクト」において、「人権教育」をはじめとした社会に おける重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が 主体的に考え、地域の課題を認識し、共同して解決していくことを促す「仕 組みづくり」のための実証的共同研究を行った。

(男女共同参画社会の形成に向けた学習)

○ 女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する「女性のライフプランニング支援総合推進事業」を実施(平成21~23年度)。

女性の生涯学習に関し、従来から女性の生涯学習の中心となっている女性関連施設に加え、高等教育機関においても、近年、男女共同参画の推進に向けた取組がなされていることから、女性関連施設及び高等教育機関の取組について調査し、今後の施策に反映するため、「女性の生涯学習に関する調査研究」を平成22年度に実施。

平成19年度間の女性教育施設における学級・講座の開設数は9,936件(平成 16 年度間:7,555 件)であり、その受講者数は 336,113 人(平成 16 年度間:234,325 人)となっている(社会教育調査)。

(消費者教育等)

- 消費者基本法及び消費者基本計画に基づき、消費者の権利と責任について理解するとともに、消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるよう、学校教育及び社会教育において消費者教育の推進を図っている。消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約半数(平成22年度:47.5%)。また、社会教育における消費者教育に取り組んでいる教育委員会は約3割弱(平成22年度:26.9%)(消費者教育に関する取組状況調査)。
 - → 「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」に おいて示した人権教育の改善・充実方策の更なる定着を図るため、学校 における人権教育の実践事例を収集し、情報提供することが必要。また、 社会教育に関しては、「社会教育における地域の教育力強化プロジェク ト」により実証的研究を推進するとともに、事業成果等の活用により、 地域における人権教育を支援することが必要。
 - → 男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、上記のような状況 を踏まえれば、我が国の男女共同参画の現状はまだ道半ばにあり、「第 3次男女共同参画基本計画」に基づいて、引き続き、男女共同参画社会 社会の形成を一層加速していくことが課題と考えられることから、学校、 家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実

現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、「女性の生涯学習に関する調査研究」、「女性のライフプランニング支援総合推進事業」の結果を踏まえた施策を検討することが必要。また、国立女性教育会館等を活用し、男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていくことが必要。

→ 消費者教育等に関しては、若い世代や高齢者における消費生活のトラブルが増えているのに対し、大学等及び社会教育における消費者教育の取組が十分とはいえない。このため、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を図り、指針に基づいた取組が大学等及び地方公共団体で実施されるよう促すとともに、将来自立した消費者となるための基礎的・基本的な知識・態度を育成する場である家庭における消費者教育の充実を図ることが必要。

◇地域における身近なスポーツ環境の整備

- 週1回以上スポーツをする成人の割合は、平成 21 年で 45.3 % (内閣府 「体力・スポーツに関する世論調査」)。
- 総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)は全国に約3,000 カ所整備(平成20年:2,768→平成22年:3,144)。しかし、法人格取得クラブは1割にとどまり、指導者が不足するなど、多くのクラブの運営基盤は確立されていない(法人格取得クラブ数 H20:253→ H22:333。1クラブ当たりの平均指導者数 H22:22人。指導者の確保を課題に挙げているクラブH20:52.9%→H22:51.9%。総収入に占める自己財源(会費・事業費・委託費)率が50%以下のクラブ H20:53.4%→H22:55.2%)(文部科学省「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査)。
 - → スポーツ立国戦略(平成22年8月策定)では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目指しており、自らの会費等により運営される自立した拠点クラブ(拠点となる総合型クラブ)を増加させ(全国300カ所程度)、このようなクラブを中心とするスポーツコミュニティを形成することにより、スポーツ実施率をさらに高めていくことが必要。
 - → 併せて、拠点クラブに通う者の数をさらに増加させていく観点から、 トップアスリート等を活用した魅力あるスポーツサービスを提供するな ど、トップスポーツと地域スポーツが互いに支え合う人材の「好循環」 を創出していくことが必要。
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

- 大学や専修学校等で社会人受入れを実施(平成21年度:大学6,969名、 専修学校59,824名)している(しかし、25歳以上の高等教育機関への入学 者の割合は、0ECD平均20.6%の中で2.7%と低い)。また、大学における 公開講座の受講者数は増加傾向にある。
- 平成 19 年 7 月の学校教育法等の一部改正により、大学が社会人等を対象に体系的な知識・技術の習得を目指した教育プログラムを編成し、その修了者に履修証明書を交付する仕組みを創設(平成 20 年度 39 大学 48 プログラム実施)。あわせて、社会人の再就職やキャリアアップ等に関する短期間の実践的教育プログラムの開発・普及を支援するため、社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムを実施(平成 22 年度まで 160 件)。(再掲)
- 放送大学では、多様な年齢層・職層の人が学習している(学生数 H20:83,870名, H21:81,521名, H22:82,856名)。また、平成23年10月よりBSデジタル放送による授業番組を放送開始予定。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、「検定試験のガイドライン (試案)」についての検討をまとめた。また、ISOにおいては非公式教育・訓練サービスに関する基準を発行した。
 - → 多様な要請に対応し、より多くの人が、キャリアアップや他の職業に関する知識・技能の習得、セカンドキャリア形成や新しい公共への参画等がてきるよう、学び直しの機会の質的・量的拡充が課題。このため、ライフステージや置かれている状況に応じた学習機会の充実や、安心して学ぶための学習の質の保証について検討が必要。また、学習成果の評価・活用の取組の充実についても、その方策について検討が必要。

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、 社会の一員として生きる基盤を育てる

【平成20年度からこれまでの主な取組と課題】

<知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する>

◇「確かな学力」の向上

○ 平成20年3月、平成21年3月に各学校段階の学習指導要領等を改訂、関係者への周知、補助教材の作成・配布等に取り組んだ。

児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施するとともに、調査結果等を分析・活用して明らかになった課題等の改善のため、教育委員会における取り組みに対する支援等を実施。平成22年度は抽出調査及び希望利用方式にて調査を実施。

0ECD「生徒の学習到達度調査 (PISA: ピザ)」の平成21年調査の結果では、読解力を中心に我が国の生徒の学力は改善傾向であるが、トップレベルの国々に比べると下位層が多いなど更なる学力向上方策が必要。

【参考1】PISA調査における全参加国中の日本の順位

・読解力 平成18年:15/57カ国 → 平成21年:8位/65カ国

・数学的リテラシー 平成18年:10/57カ国 → 平成21年:9位/65カ国

・科学的リテラシー 平成18年:6/57カ国 → 平成21年:5位/65カ国

【参考2】同一問題に関する平成22年度調査と過去の調査の正答率の比較

・小学校調査 大きな差無し:5問

22年度調査の方が高い:6問

・中学校調査 大きな差無し: 3問

22年度調査の方が高い: 7問 過去の調査の方が高い: 2問

※過去の調査とは、全国学力調査、教育課程実施状況調査、TIMSS 等を指している。なお、対象学年や実施時期等が異なるため、単純に比較ができないことに留意する必要がある。

(全国学力・学習状況調査)

→ 新しい学習指導要領の全面実施のフォローアップと次期学習指導要領[`] に向けた検討が必要。

(具体的な課題)

・課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の向上

方策

- 理数教育や外国語教育の更なる充実に向けた支援
- ・「教育の情報化ビジョン」を踏まえた学校教育におけるICTの活用方 策
- ・国立教育政策研究所の機能強化(カリキュラムや指導方法に関する情報収集・提供機能のより一層の充実) など
- → 引き続き、全国学力・学習状況調査の実施と調査結果を活用した教育の改善の取組による検証改善サイクルの構築を推進するなど学力向上策を進める必要。

◇理数教育の強化

- 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」指定校を拡充 (平成19年度 : 101校→平成23年度:145校) するとともに、SSH指定校が地域の理数教育の中核的拠点として活動する機能を強化。
- 国際科学オリンピック参加への支援により、日本代表選手の活躍ととも に、国内参加者の増加(平成19年:5,883人→平成22年:9,899人)。
- 一方、学年進行に従い理数の勉強が楽しいと答える子どもの割合が減少 し、国際比較でも我が国は「科学について学ことに興味がある」と答える 生徒の割合が低いなどの、いわゆる「理数離れ」の指摘。併せて、才能あ る若者を見出し、伸ばす環境の整備の必要性。

【参考】

・「理科の勉強は楽しい」と答えた児童・生徒の割合 小4:87%(83%) 中2:59%(78%) (※括弧内は国際平均)

(IEA, TIMSS2007年調査)

- ・「科学について学ぶことに興味がある」と答えた生徒の割合50% (OECD 平均: 63%)(OECD, PISA2006年調査)
- → 平成26年度までに指定校を200校まで増やすなど、今後の理数教育の 充実に向けた支援策について検討が必要。

◇学校段階間の連携・接続

○ 平成22年11月に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」を取りまとめ。現在、中教審初等中等教育分科会の「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」において、中高一貫教育制度の検証・改善方策等について審議を行っているところであり、その後、小中連携等について審議を開始する予定。

【参考】

(教育課程の編成に関し小学校と連携している幼稚園数)

平成20年度: 2,987園 → 平成22年度: 4,296園

(中高一貫教育を行っている学校数)

平成20年度:337校 → 平成22年度:402校

→ 同部会の検討状況等を踏まえ、必要な方策を検討することが必要。

◇高校改革

○ 高等学校はその進学率が98%に達し、国民的な教育機関となっているが、他方、中退・不登校生徒や学ぶ意欲に欠ける生徒の存在、内向き志向による海外への留学生の減少、産業構造の変化や雇用の多様化・流動化等に対応したキャリア教育等の全人的教育活動の必要性等、様々な課題を抱えている状況。

【参考】

・中退者数:5万7千人(1.7%)【全日制:1.4%、定時制:11.5%】

·不登校生徒数:5万2千人(1.55%)【全日制:1.2%、 定時制:13%】

(%は全生徒数に占める割合)

・国際比較をした場合の興味指数の順位

数学的リテラシー:40ヵ国中40位(PISA2003年調査) 科学的リテラシー:57ヵ国中56位(PISA2006年調査)

興味として読書する生徒の割合:65ヵ国中59位(PISA2009年調査)

・海外への留学生数

平成16年度: 4,404人、平成20年度: 3,190人

- → 上記のような状況を解決して高校教育の理念を実現するためには、高等学校改革の取組を一層進め、教育の質の更なる向上を図ることが必要。
- → その際、社会経済状況も踏まえつつ、生徒一人一人が高い学習意欲を 持ちながら、高等学校の3年間で何を身に付けてそれぞれの進路を実現 していくか、という生徒の視点に立った検討が必要。

すなわち、すべての生徒に共通して身に付けることが求められる社会性や規範的意識の育成等を図るとともに、多様化した生徒それぞれの個に応じた教育の在り方を検討することが必要。

→ 高校教育の現状と高校生を取り巻く環境、これまでの高校教育改革の成果と課題、今後の高校教育の在り方について幅広く関係者の意見を聴取するため、リアル熟議、今後の高校教育の在り方に関するヒアリング、書面による各都道府県教育委員への意見聴取、職員によるインタビューを実施しており、これらにおいて出された意見を集約中。今後、この結果を踏まえ、必要な方策について検討が必要。

<規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる>

◇豊かな人間性の育成

○ 新学習指導要領における道徳教育の充実(発達の段階に応じた指導の重点の明確化 や道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実など)。「心のノート」をホームページに掲載し使い方の幅を広げるとともに、「心のノート」など文科省作成教材の冊子化、地域独自教材の作成、道徳教育充実のための外部講師派遣など自治体等における多様な取組を支援。

【参考】

「学校のきまりを守っている」と答えた児童生徒の割合:

平成19年度(小学校):86.2%→平成22年度:89.1% 平成19年度(中学校):85.3%→平成22年度:89.7%

「児童(生徒)は授業中の私語が少なく、落ち着いている」と答えた学校の割合

平成19年度(小学校):89.8%→平成22年度:90.6% 平成19年度(中学校):90.6%→平成22年度:90.9%

(全国学力・学習状況調査)

→ 新しい学習指導要領を踏まえた道徳教育の充実と平成22年度より実施 している道徳教育総合支援事業のフォローアップ・成果の発信普及と次 期学習指導要領改訂に向けた検討が必要。

<体力向上に向けた方策の推進>

- 平成20年度から全国体力・運動能力等調査を開始。子どもの体力向上に 関する普及啓発事業を実施するとともに、外部指導者の活用や運動場の芝 生化等子どものスポーツ環境の充実を進めた結果、都道府県別の体力合計 点の状況は、小学校女子を除いて、過半数の地域が平成20年度から向上。
- しかし、昭和60年頃に比べて依然低い水準にあり、運動をする子どもと しない子どもが明確に二極化しているのが現状。

【参考】

(体力合計点の推移)

· 小学校男子 平成20年度: 54.2 → 平成22年度: 54.4

· 小学校女子 平成20年度: 54.9 → 平成22年度: 54.9

·中学校男子 平成20年度:41.4 → 平成22年度:41.5

・中学校女子 平成20年度:48.3 → 平成22年度:48.0

(昭和60年度との比較)

·50 m走(小学校男子)

昭和 60 年度平均: 9.05 秒 → 平成 22 年度: 9.38 秒

・ハンドボール投げ(中学校女子)

昭和 60 年度平均: 15.36 m → 平成 22 年度: 13.20 m

(1週間の総運動時間が60分未満の割合)

· 小学校女子: 24.2 %

・中学校女子: 31.1% (全国体力・運動能力等調査)

∫→ 上記のような状況を踏まえれば、生涯にわたってスポーツに親しむ習)

慣や意欲、能力を身に付けることができるよう、専門的なサポートが不足している小学校の体育の授業等に対する支援を充実させることが必要であり、スポーツ立国戦略では「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」を配置することを掲げている。

また、新学習指導要領の着実な実施のための環境整備を図るとともに、中高生の全国的な競技会の在り方について検討を進めることが必要。

→ 子どもの体力データの経年変化を分析し、その要因や実態について 詳しく検証し、体力を向上させるための効果的な施策を講じることが必 要。

◇食育の推進

- 食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、食に関する指導 の充実が喫緊の課題であるが、食に関する指導の中核となる栄養教諭の配 置に都道府県差がある。また、学校給食における地場産物の活用を推進す る体制整備が課題。
- 栄養教諭の合計数は平成22年度は平成20年度に比べて1.8倍になっているが(平成20年度:1,897人 → 平成22年度:3,379人)、都道府県別にみると、20倍以上に増加している県もあれば、全く増加していない県もあるなど、配置に差。
- また、学校給食における地場産物の活用状況は微増(平成20年度:23.4 % → 平成21年度:26.1)。
 - → 栄養教諭の配置をさらなる充実と、学校給食における地場産物の活用を推進する体制の整備が課題。平成23年3月に決定された「第2次食育推進基本計画」等も踏まえ、栄養教諭の配置を促進し、学校給食に占める地場産物の供給体制の整備を促すための方策を検討する必要。

◇心身の健康づくり

- 様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携による健康教育を推進している。
- 他方で、養護教諭未配置校等や経験の浅い養護教諭1人配置校に対し、 スクールヘルスリーダーを配置。(H20:280人→H22:114人)
 - → 引き続き、対象校へのスクールヘルスリーダーの派遣推進に向け、必 要な方策の検討が必要。

◇体験活動・読書活動等の推進

○ 豊かな体験活動推進事業を実施し、小学校第5学年においては、全国の 公立小学校のうち、平成21年度において約82%が宿泊自然体験活動を実施 (平成18年度:約89%)。

- 司書教諭の発令について、学校図書館法によって義務づけられている12 学級以上の学校の発令割合は、小学校99.5% (99.3%)、中学校98.2% (9 8.2%)、高等学校94.4% (95.2%) である。11学級以下の学校について は、小学校21.3% (19.0%)、中学校25.5% (25.8%)、高等学校23.4% (26.2%) と低い割合にとどまっている (括弧内は平成 20年度の数値)。
 - → 体験活動については、学校や教育委員会へ、体験活動における教育効[`] 果のさらなる周知等が必要。
 - → 読書活動については、新学習指導要領の柱の一つである「言語活動の充実」という観点から、学校図書館の機能を十分に発揮させることが必要。そのために司書教諭の発令を促すとともに、負担軽減やいわゆる「学校司書」の配置についても促進することが必要。また、司書教諭については、現状を分析するため、学校現場における有資格者数の調査を行っているところであり、その結果を踏まえつつ、推進のための諸策を検討することが必要。

◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

- 平成21年度の調査結果では、いじめの認知件数は約7万3千件(平成20年度:約8万5千件)、暴力行為の発生件数は約6万1千件(平成20年度:約6万件)、不登校児童生徒数は17万4千人(平成20年度:約18万人)にのぼるなど、児童生徒の問題行動などは、依然教育上の大きな課題。
- 児童生徒の人格の形成を図る上で大きな役割を担う生徒指導については、問題行動等に対する対応にとどまることなく、小学校段階から高等学校段階までを通じた組織的・体系的な取組が行われるよう、理論・考え方や実際の指導方法等に関する学校・教職員向けの基本書として、「生徒指導提要」を出版。
- また、平成 22 年度において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校及び小学校 1 万校への配置に必要な経費を措置しているが、小学校への配置については未だ十分ではない状況。スクールソーシャルワーカーについては、全国で 1,056 人の配置に必要な経費を措置。
- 東日本大震災で被災した児童生徒等の心のケアの充実を図るため、第1 次補正予算において、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な経 費「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(30億円)を措置。
 - → 児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化している中、「生徒指導提要」の考え方を踏まえた生徒指導体制の一層の充実を図っていくことが必要。特に、生徒指導に関わる教員の力量向上等のための支援や、教育委員会から学校への支援が必要。
 - → スクールカウンセラーについては全公立小・中学校への配置を、スク

- ールソーシャルワーカーについては更なる配置の促進をそれぞれ目指して、その意義の普及促進や必要な予算の確保を図っていくことが必要。
- → また、依然として課題となっている不登校に対する今後の施策の在り 方について検討を行う。

〈教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる〉

◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- 教職員定数については、平成22年度予算において、教員が子どもと向き合う時間の確保等のために4,200人の大幅な改善を図ったほか、更に、学習指導要領の本格実施やいじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、平成23年度から小学校1年生の学級編制の標準を35人に引下げ、平成23年度予算において2,300人の定数改善を図ったところ。
- 一方、初等教育の教員一人あたり児童数は OECD 平均が 16.4 人であるのに対し、日本は 18.8 人であるなど、国際的に見て、日本の教育環境は低水準であり、引き続き教職員定数の改善が必要。
- さらに、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの検討の中で、質 の改善の観点から、職員配置の充実等が検討課題としてあげられている。
- 加えて、平成22年3月時点で、公立学校の校務用コンピュータ整備率は、 教員1人1台に近づき(98.7%)、前年度(61.6%)に比べ大きく伸長した。
 - → 少人数学級の推進などに向け、改正義務標準法なども踏まえ、さらなるる定数改善の推進や専門スタッフの充実が必要。また、校務の情報化を図り、教員が子どもに向き合う時間を確保する観点から、今後、特に校務支援システムの普及を図ることが必要。

◇教員の資質の向上

- 平成20年度より教職大学院を創設し、全国25大学(平成23年度)において、教員の学校現場における実践力・応用力など高度な専門性の育成を図っており、教育委員会や学校と連携し、学校現場の課題に即した授業内容や、実務家教員と研究者教員の協働体制による指導など、理論と実践の融合した教育を行っている。また、教員就職率が90.0%(平成22年度3月卒業者)となっており、一定の成果を上げている。
- 教員免許更新制については、教員が最新の知識技能を修得し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得るための制度として、平成21年度から実施している。
- また、平成 22 年度の入学生から、教職課程において新たに「教職実践 演習」を導入し、教職課程の授業科目の履修や様々な活動を通じて、学生 が身に付けた資質能力が、教員として必要な資質能力として有機的に統合 され、形成されたかを最終的に確認することとしている。

- さらに、中教審「教員の資質能力向上特別部会」において、教員の資質能力向上方策の総合的な検討が平成22年6月より進められており、平成23年1月末に「審議経過報告」がとりまとめられた。
 - → 中教審特別部会において、教員養成の修士レベル化、教員免許制度の 見直しや「専門免許状(仮称)」の創設などの具体的内容について審 議中。答申等を踏まえ、教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合 的な向上方策について、制度化に向けた検討を行うことが必要。

<教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する> ◇教育委員会の機能強化及び学校評価など学校運営の改善

(学校運営の改善)

○ 学校運営の改善に関しては、学校・家庭・地域の連携・協力のもとに進める必要があり、平成22年4月1日時点で、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)は629校まで増加(平成20年4月1日時点:341校)。

学校評価については、法令で実施が義務づけられている自己評価は概ねすべての学校が実施 (H18:89.5 % \rightarrow H20:92.4 %)。他方、努力義務となっている学校関係者評価は、8割以上の公立学校において実施 (H18:49.1 % \rightarrow H 20:81.0 %)。また、第三者評価に係る内容を追加した学校評価ガイドラインを平成22年7月20日に改定。

さらに、実効性のある学校運営の改善方策等に関し、「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」にて検討を行っているところ。

(教育委員会の在り方)

○ 教育委員会の在り方に関しては、市町村教育委員会における指導主事数 や、点検・評価実施割合が着実に増加するなど全体として一定の進捗が認 められるものの、権限と責任の所在が不明確、保護者や地域住民の意向が 十分反映されていないなどの課題が指摘されている。

【参考】

・市町村指導主事数(充て指導主事を含む)

H19:5,345 人 → H21:5,617 人

・指導主事(充て指導主事を含む)未配置市町村率

 $H19: 47.1 \% \rightarrow H21: 42.4\%$

· 点檢 · 評価実施割合

(県) H19:100% \rightarrow H21:100%

(市町村) H19:84.4 % → H21:90.2 %

→ 学校運営の改善については、「学校運営の改善の在り方等に関する調 査研究協力者会議」の議論の結果を踏まえ、必要な方策について検討す ることが必要。また、学校評価については、引き続き、すべての学校に おいて実効性のある学校関係者評価が実施されるよう、調査研究、好事 例の収集及び情報提供を行っていくことが必要。

→ 地域住民や保護者と一体となった学校づくりを目指して、コミュニティ・スクール等により地域住民や保護者の学校運営への参画を促進するとともに、保護者や地域住民に最も近い市町村、更には学校へ権限を移譲していく方向で地方教育行財政制度全般の在り方について検討が必要。

<幼児期における教育を推進する>

- 平成 23 年 4 月 1 日現在の認定こども園の認定件数は 762 件となっている。(目標:計画期間中に 2,000 件以上)
- 「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)等において、新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼保一体化の在り方についても検討し、結論を得ることとされている。
 - → 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築については、関係 閣僚で構成された「子ども・子育て新システム検討会議」及びその下に 置かれた有識者・関係者等から成るワーキングチームにおいて、具体的 な制度の内容について検討中。検討に当たっては、社会保障と税の一体 的改革のスケジュールと併せて進めていく必要。

< 特別なニーズに対応した教育を推進する>

◇特別支援教育の推進

- 特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒の総数は平成13年度には約16万人であるのに対し、平成22年度には約27万人に増加している。
- 教員の専門性の確保については、特別支援学校教諭免許状の取得率が特別支援学校の教員で約7割、特別支援学級担当教員で約3割となっている。
 - → 教員の専門性向上への取組が喫緊の課題。
 - → 小・中学校における特別支援教育の校内体制整備では、基礎的な支援体制はほぼ整備されたが、今後は特別支援教育の更なる質的充実が課題。特に、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含め教育的ニーズの異なる様々な障害のある子どもや、障害があるとは周囲から認識されないものの学習面又は行動面で困難を抱えている子どもに対して十分な支援がなされていない場合があるなど、人的・物的な環境整備を行うことが課題。
- → インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約

の理念を踏まえた特別支援教育の在り方については、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の論点整理(平成22年 12月24日)等を踏まえながら引き続き検討を行い、具体化に向けた 取組を進める。

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

【平成20年度からこれまでの主な取組と課題】

<社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する>

- 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」において、①学位授与の方針、 ②教育課程の内容・方法の方針、③入学者受入れの方針を各大学がそれぞ れ明確化することを提言。
- 大学に対する社会的要請を踏まえるとともに、学位プログラムの確立を 促す観点から国公私立大学を通じた大学改革支援を実施。
 - ・国際的に卓越した教育研究拠点の形成(グローバル COE プログラムなど)
 - ・学部段階を中心とした大学教育の質の保証と向上(大学教育・学生支援 推進事業など)
 - ・大学の力を結集させた教育の充実と地域活性化(大学教育充実のための 戦略的大学連携支援事業)
 - ・大学教育の国際化(大学教育の国際化加速プログラム)
 - ・我が国を代表する国際化拠点の形成(国際化拠点整備事業など)
 - ・高度専門職業人養成機能の向上(専門職大学院等における高度専門職業 人養成教育推進プログラムなど)
 - ・社会人の多様な学び直し(社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム)
 - ・産学連携による専門的人材育成の充実(産学連携による実践型人材育成 事業)
- 大学教育を通じた就業力の向上を図る観点から、「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度化にあわせて、各大学における優れた取組を支援するため、平成22年度から「大学生の就業力育成支援事業」を実施している(当初予定件数(130件程度)を上回る180件を選定した)。
 - これらを含む「大学の就業力向上プラン」をとりまとめ、各大学における積極的な取組を要請した。
 - これらの施策の実施により、各大学の教育の質の保証と向上に向けた 取組が進んでいる。

(改革の進展の例)

- ・教養教育のための学内体制の整備: H17 年 76 %→ H20 年 81 %
- ・セメスター制の導入: H6年39%→H20年68%
- ・全授業科目のシラバス作成:H20年96%の大学が実施
- ・GPAにより成績判定の実施:H12年10%→H20年46%

- ・インターンシップの実施: H10年24%→H21年69%
- ・海外との単位互換の実施: H16年22%→H20年33%
- ・留学生の受入数: H3 年 1 %→ H22 年 3 % (学部)、H3 年 14 %→ H22 年 14 % (大学院)
- ・FD の実施: H15 年 29 %→ H20 年 97 % (大学間連携や教育関係共同利用認定制度 (7件) により地域における FD・SD を推進)
- ・学生による授業評価の実施: H5年7%→H20年83%
- ・教員の教育業績の評価の実施: H12 年 16 %→ H20 年 46 %
- ・大学教員が高校へ出向き授業を実施: H 19年 25%→H 20年 28%
- → 体系性・一貫性ある学位プログラムの確立、公的な質保証システム(設⁾ 置基準、設置認可、認証評価)の改善など更なる検討を中教審大学分科 会において行う。
- → 大学の活動を支援する法人など、各大学の活動を支援する枠組みや大 学改革の支援施策の再構築について検討。
- → 高校と大学等との接続の円滑化について、高等学校・大学関係者間に おける課題の検討を促していく。

<世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を 抜本的に強化する>

- 平成17年9月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」を踏まえた「大学院教育振興施策要綱」(平成18~22年度)に基づき、グローバルCOEプログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム等をはじめとする各種取組、施策を実施。なお、グローバルCOEプログラムは150件程度支援の目標に対し、事業仕分け等の結果を踏まえ、140拠点の支援を実施。
- また、上記取組・施策のフォローアップを継続的に実施。
- 平成23年1月、中央教育審議会において、①学位プログラムとしての博士課程教育の確立、②グローバルに活躍する博士の養成、を柱とした「グローバル化社会の大学院教育」を答申。
 - → 「グローバル化社会の大学院教育」(答申)を踏まえ、今後の大学院 教育の改善の方向性、展開方策などについてまとめた、平成23年度以 降の「第二次大学院教育振興施策要綱」を策定する。
 - → 広く産学官にわたって活躍できる、成長分野等で世界を牽引するリーダーを養成するため、産業界等も含めた社会からの参画を得つつ、世界に通用する質の保証された博士課程教育を実施する「リーディング大学院」を構築する。これに伴い、平成23年度より「博士課程教育リーディングプログラム」を開始。

<大学等の国際化を推進する>

- 平成 21 年度から開始した国際化拠点整備事業(グローバル 30) により、 英語で学位が取得できるコースの設置や留学生受入れ体制の整備、海外共 同利用事務所の設置による我が国大学の情報発信の強化等、大学の国際化 を支援。
 - ・英語で学位取得できるコース:学部33、大学院124
 - ・海外との単位互換: H16年22%→H20年33%
 - ・海外とのダブル・ディグリー: H18年5%→ H20年11%
- 平成 21 年 10 月の日中韓サミットにおける合意に基づき、日中韓の 3 国 において単位互換等の質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」を推進。
- 平成22年5月1日現在で我が国への留学生数は141,774人(前年比6.8%増)
- 日本人学生の海外派遣においては、学位を目指し海外の大学に留学する 学生や、短期留学する学生を支援。
- 一方、我が国は、依然として、海外の有名大学と比較して外国人教員・学生数が少ないこと、日本人の海外留学者数の伸び悩み、情報発信等、大学の国際化に関して課題がある。

【参考】

・外国人教員数 H19:17,079人 → H22:18,163人

・海外の大学等に在籍する日本人学生数 H19:75,156人 → H20:66,833人

・日本への留学生の受入れ数 H19:118,498人 → H22:141,774人

- → 大学国際化の拠点形成およびネットワーク化、、米国大学等との協働教育プログラム開発等を通じ、大学の世界展開力を強化。日本人学生等の海外交流30万人、外国人学生の受入30万人を目指すため、長期留学の契機となるよう3ヶ月未満の短期交流の支援を拡大。
- → 「キャンパスアジア構想」の下、交流プログラムの実施及び中核的 拠点の形成等を通じ、日中韓を始めとするアジアの大学間交流を推進。 これらの取組などを通じ、産業界とも連携してグローバル人材を育成。』
- <国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を 支援する>
- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
- 各大学の資源を一層有効活用しつつ優れた教育研究活動を支援する観点から、大学間連携の取組を促進。
 - ・共同利用・共同研究拠点(平成20年度~):83 拠点を認定
 - ・教育・学生支援分野の共同利用拠点(平成21年度~):21拠点を認定
 - ・教育課程の共同実施(平成22年度~):3件

- ・大学による自主的なコンソーシアムの形成:48団体
- ・国公私を超えた大学間の戦略的な連携の取組を支援(大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業):92件

◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり(一部再掲)

- 平成 19 年 7 月の学校教育法等の一部改正により、大学が社会人等を対象に体系的な知識・技術の習得を目指した教育プログラムを編成し、その修了者に履修証明書を交付する仕組みを創設(平成 20 年度 39 大学 48 プログラム実施)。あわせて、社会人の再就職やキャリアアップ等に関する短期間の実践的教育プログラムの開発・普及を支援するため、社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムを実施。
- 放送大学では、多様な年齢層・職層の人が学習している(学生数 H20 :83,870名, H21:81,521名, H22:82,856名)。また、平成23年10月 よりBSデジタル放送による授業番組を放送開始予定。
- 大学等で社会人受入れを実施 (H 21 年度 6,969 名) している (しかし、25 歳以上の高等教育機関への入学者の割合は、OECD平均 20.6 %の中で 2.7 %と低い)。(再掲)
 - → 大学の様々な機能に関する連携を促進する方策の在り方について、 国公私立の設置形態を超えた大学間連携を一層促進する方策、地域の 人材育成需要に対応した教育を推進することについて検討。

◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

- 医療を取り巻く情勢変化や社会的ニーズを踏まえた質の高い医療人材 の養成が必要であるため、医学教育の指針となるモデル・コア・カリキュ ラム策定・改訂
 - ・医 学:平成13年度策定、平成22年度最新改訂
 - ・歯 学:平成13年度策定、平成22年度最新改訂
 - ・看護学:「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」 を含む検討会最終報告(平成23年3月)。
- また、総合的臨床能力の習得や基礎医学研究者の確保等大学の特色ある 医学教育を支援。
- さらに、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成20年度以降医学 部定員を増加(平成19年度7,625人→平成23年度8,923人)し、あわせて医 学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備(平成21年大 学設置基準の改正)。
- O 深刻な医師不足や地域医療の崩壊に対応して、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化するため、医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用や周産期医療環境の整備を推進。
- また、ドラッグラグ、デバイスラグや新たな医療の開発に対応するため、 研究開発環境を強化。

- → 医学教育の機能別分化を促進するため、特定分野での拠点形成づくり を推進。
- → 医学教育の質保証に係る取組として、臨床実習等に係る評価システムや機関別評価システムについて検討
- → 総合医、研究医、がんプロフェッショナル人材の養成など社会的ニー ズを踏まえた特色ある医学教育を支援。
- → 規模・地域の医療状況等を踏まえながら、総合医の養成等各大学病院 の特色・特性に応じた支援を行う。
- → 若手医師や看護師等への教育に関する取り組みを支援する。また、地域における対応が難しく、社会的要請が高い産科・小児科等に関わる専門スタッフ育成を支援。
- → 医師や看護師の過重な勤務環境の改善を図るため、コ・メディカルス タッフや医師事務作業補助者の充実を図る。
- → 先進医療や治験及び医療機器の開発を支援し、イノベーションの推進 を図る

<大学教育の質の向上・保証を推進する>

- 我が国の大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、「中長期的な大学教育の在り方について」諮問(平成 20 年 9 月)し、具体的な結論に至ったものは、随時提言を行い、制度改正や予算・事業を通じて具体化されている。
- 大学分科会の審議を踏まえ、公的な質保証システムの改善について、随 時必要な制度改正を実施した。

(設置基準等)

- 社会的・職業的自立に関する指導等の制度化
- ・医学教育の定員増の対応や、法科大学院の室保証に関する設置基準の 改正

(設置認可審査)

- ・「早期不認可」を導入
- ・届出設置をアフターケアーに追加
- 認証評価については、平成 22 年度までに全ての大学が実施するととも に、認証評価機関のない専門職大学院に関し、認証評価機関の整備を推進 した(平成 20 年度 15 分野→平成 22 年度 9 分野)
- 大学は公的な教育機関として、その活動や取組について、社会への説明 責任を果たすことが求められることから、学校教育法施行規則により全て の大学について教育情報の公表を義務付けを行った(平成 23 年4月から 実施)。グローバルに教育研究活動を展開する大学については、全ての大 学に公表が義務付けられる項目に加えて、大学の国際的な情報発信の観点 から公表が期待される情報例を「ガイドライン」として公表した。

- 新たなに設置等する大学については、設置等の認可又は届出を受け、文部科学大臣が公表するものとして、基本計画書、校地校舎等の図面、学則、設置の趣旨等を記載した書類、教員名簿を追加した(平成 21 年 3 月から実施)。
- 財務・経営情報の情報公開については、文部科学省のホームページに実施状況を公表するとともに、平成22年度から文部科学省のホームページ から各学校法人のホームページ上の財務情報ヘリンクできるようにした。 なお、私学団体が学校法人の財務・経営情報の公開に関して、情報公開の項目例等に関する自主的な取組目標をとりまとめ、各加盟校に対し周知している(平成22年7月日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会)。
- 国公私立を通じた大学教育改革支援を通じて大学教育の内容・方法の充実を図り、学生や社会からの多様なニーズに対応するとともに、大学教育・学生支援の質保証につながるリーディングケースや大学生の就業力育成の向上、国際的に卓越した教育研究拠点の形成などを支援するなど、各大学の特色を踏まえた質の向上の取組を支援。
 - → 体系性・一貫性ある学位プログラムの確立、公的な質保証システムの 改善など更なる検討。(再掲)
 - → 大学の活動を支援する法人など、各大学の活動を支援する枠組みや大 学改革の支援施策の再構築について検討。(再掲)
 - → 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策について
 - (1) 学生・社会からの多様なニーズに対応するため、各大学が、そのミッション(使命)を明確化しながら機能別に分化・連携することに関する政策の方向性
 - (2) 各大学のミッション(使命)を明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能等を積極的に発信するための方策(大学プロファイルの可視化)
 - (3) 各大学のミッション(使命)を明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能に着目した評価や支援の在り方(各大学が、多様な役割・機能を持ち、また、それが時代や環境に応じて可変的であることを踏まえた対応)

<大学等の教育研究を支える基盤を強化する>

- 国立大学については、法人化以降 6 年が経過し現状分析や今後の改善方策を検討する「国立大学法人の在り方に係る検証」を実施し、「中間まとめ」を取りまとめ。当面は、現状の制度の根本を維持しつつ、必要な改善や充実を図ることが必要であり、①教育研究力の強化、②ガバナンスの強化、③財務基盤の強化の三点から改善方策を整理。
- 私立大学については、現下の厳しい経営環境にかんがみ、経営改善に努力しようとする学校法人に対し、より一層きめ細かい支援を行うことが必

要であることから、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の経営支援機能を充実し、「自立・発展」、「連携・共同」、「撤退」といった、将来の方向性を早期に判断できるようにする方針を示した。

- 私立大学等経常経費補助 (特別補助)の未来経営戦略推進経費等により、経営改善に取り組む大学を支援。また、日本私立学校振興・共済事業団において、リーダーズセミナーを開催し経営相談機能を強化するとともに、経営状況の分析、経営改善計画の策定・実施、自主的な撤退に当たっての留意事項、経営基盤強化の事例などをまとめた「私立学校運営の手引き」を作成。
- 大学を支える基盤的経費への支援に関しては、平成23年度予算において、平成17年度以来6年ぶりに大学関係主要経費の拡充し、国立大学法人化以降の基盤的経費の削減に歯止めをかけるとともに、平成23年度予算において、私立大学等経常経費補助は、一般補助のウエイト拡大など内容面の充実を図った。科学研究費補助金は、研究現場の声の後押しを受け、基金化による研究費の複数年度使用を実現するとともに創設以来最大の増額を確保した(平成20年度1,932億円→平成23年度2,633億円)。一方、国立大学法人運営費交付金は、平成16年度との比較では887億円の減少、私立大学等経常費補助金は、平成18年度との比較で104億円の減少となっており、教育研究面での深刻な影響や、地域の発展の大きな障害となっている。
- 国立大学施設については、老朽化・狭隘化が進行し、高度化・多様化する教育研究に十分対応できていない状況にある。
 - → 国立及び私立大学の課題の検証を行いながら、①基盤的経費を充 実するとともに、②大学のガバナンス強化、社会の要請に対応した 教育研究組織の見直しを行う。
- → 私立大学については「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性 を早期に判断し、対応できるよう引き続き支援を行う。
- → 各国立大学法人等の目指す将来のビジョンに基づき、教育研究環境の 質的向上を図るとともに、安全・安心な教育研究環境を確保するため、 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画(仮称)」(平成23年度~) を策定し、計画的かつ重点的な整備を行う。

基本的方向4:子どもたちの安全·安心を確保するとともに, 質の高い教育環境を整備する

【平成20年度からこれまでの主な取組と課題】

〈安全・安心な教育環境を実現する〉

- 学校施設の耐震化の早期推進を図るため、補助率の引き上げや、数次に わたる補正予算、予備費の活用により、耐震化を進めてきたところ。
- ただし、東日本大震災の発生により、耐震化の重要性が再認識されているが、未だに耐震性のない公立小中学校施設は約17,000棟ある(平成23年度補正予算執行後の見込み)。
- さらに、耐震性の確保されている学校も含め、建築後25年以上経過し、 老朽化が進行している公立小中学校施設が全体の約7割となっており、第 2次ベビーブーム期に建設された公立学校施設の老朽化が深刻な状況にあ る。
- また、教育の質を高めるために、教育条件の一つである学校施設に関し、 教育活動をより円滑に行う観点から、その整備の在り方等についての検討 を有識者会議において進めている。
- 教育現場において、地球温暖化による猛暑対策が急務となっており、児 童・生徒等が授業に集中できる快適な教室環境の整備が求められている。
- 学校と地域の連携の進展や「新しい公共」の理念にも関わらず、ボランティア等との連携により地域ぐるみで学校安全の体制整備を図るための、スクールガードリーダーの配置は現行計画の目標値を下回っている。学校保健安全法の改正を踏まえ、学校安全計画や危機管理マニュアルの策定や学校管理職の組織的危機管理能力向上が必要である。

【参考】

- ・公立小中学校施設の耐震化率 H20.4.1:62.3% → H22.4.1:73.3%
 (公立学校施設の耐震改修状況調査 (文部科学省調べ))
- ・スクールガード・リーダーの配置数 H19:2,832人 → H23:1,884人 (予定)
- ※この他、各地方公共団体独自の取組として、スクールガード・リーダーと同様の 活動を行っている。
 - →東日本大震災の発生により、耐震化の重要性が再認識された中、国公私 立を通じ、できるだけ早期に耐震化事業が完了できるよう、引き続き必 要な予算を確保する必要がある。また、老朽化した公立学校施設につい てエコ改修や再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した計画的、効

率的な再生整備や適切な維持管理を推進し、安全・安心かつ質の高い教育環境を実現する必要がある。そのためには、安全・安心かつ質の高い教育環境整備の方策について検討を行い、得られた成果に基づき推進していく必要がある

- → 地震等の災害発生時に地域住民の応急避難場所としての役割を果たす 学校施設については、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等を整 備することにより、防災機能の強化を図ることが必要である。
- → 学校保健安全法に基づき検討中の学校安全推進基本計画を踏まえ、学校において組織的な危機管理の体制が整えられるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルの策定、教員研修センター等において管理職の事件・事故災害発生時の組織的対応能力を向上させるための研修内容見直しを行う。
- → 平成23年度に実施する「学校内で安全を見守る支援的スタッフに関す る調査研究」により学校と地域との連携進展などの実態を把握し、常駐 型など新しい形態の検討を含め、スクールガードリーダーの配置の促進 など学校安全の推進方策を検討する必要。
- → 学校安全に関して、東日本大震災の実態についての調査研究及び同震 災を踏まえた、防災教育に関する教師用指導資料及び教育教材の見直し を行う。

<質の高い教育を支える環境を整備する>

- 学校図書館資料を充実させるため、平成19年度から23年度までの5年間で総額約1,000億円の地方財政措置を行う「学校図書館図書整備5カ年計画」を策定し、学校図書館図書費への予算化を促しているところ。しかし、学校図書館図書標準の達成状況については、平成21年度末現在において、小学校50.6%、中学校42.7%となっている
- 教育の情報化について、学校におけるICT環境整備及び教員のICT活用指導力ともに、これまで策定された国家戦略に掲げられた政府目標を十分に達成するには至っていない。(例えば、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は6.4人(平成22年3月)であり、諸外国と比較しても依然として低い。)

【参考】

・教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数

H18年度:7.3人 → H21年度:6.4人

→ 学校図書館図書標準の達成に向けて、引き続き図書の整備が必要であり、平成23年6月に公表予定の平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果等を参考に、平成24年度からの新しい計画に策定について検討する。

→ 今後、教育の情報化を実効的に推進するため、、総合的な実証研究を 実施し、ソフト・ヒューマン・ハード面での整備を総合的かつ計画的に 推進していく必要がある。

<私立学校の教育研究を振興する>

- 建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開して、我が国の学校 教育の発展にとって、質・量共に重要な役割を果たしている私立学校の振 興のため、経常的経費への補助や施設等整備に係る補助等の振興策を講じ た。
- 大学については、私立大学等経常経費補助は、一般補助のウエイト拡大 など内容面の充実を図った。(再掲)
- 高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園については、私立高等学校等経常費助成費等補助は、一般補助の生徒等1人あたり単価を増額するとともに、障がいのある幼児が在園する私立幼稚園への支援や授業料減免を行う学校法人への支援を充実させた。また、私立幼稚園における預かり保育の拡充のための経費を増額した。
- 経済状況の悪化を受け、平成21年度第一次補正予算により、高校生修 学支援基金を各都道府県に設置し、都道府県が実施する私立高校の行う 授業料及び入学料減免への補助事業や奨学金事業に対し支援している。
- また、学校法人の財源の多様化や経営基盤の安定化を図り、私学の社会 貢献を一層促すため、学校法人に対する個人からの寄附について、平成 18 年度以降、所得控除の対象となる寄附金額の下限の引き下げを行うなど、 寄附金税制の拡充を図っている。
- 私立学校施設の耐震化については、補助率の引き上げや、補正予算の活用により、耐震化を進めてきた。
 - ・耐震化率(幼稚園~高等学校) H19:63.0% → H22:70.2% (大学等) H19:72.7% → H22:77.9%
- 国公私立大学を通じた研究水準向上に向けた改革の支援の中で、特色ある共同研究拠点の整備、大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム、大学教育・学生支援推進事業、グローバルCOEプログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム等を通じて私立大学についても支援。
- 18歳人口の減少等により、入学定員が未充足の私立大学等が増加するなど、厳しい経営環境にある学校法人が増加。経営改善に努力しようとする学校法人に対し、より一層きめ細かい支援を行うことが必要であることから、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の経営支援機能を充実し、「自立・発展」、「連携・共同」、「撤退」といった、将来の方向性を早期に判断できるようにする方針を示した。(再掲)
- 財務・経営情報の情報公開については、文部科学省のホームページに実施状況を公表するとともに、平成22年度から文部科学省のホームページから各学校法人のホームページ上の財務情報へリンクできるようにした。

なお、私学団体が学校法人の財務・経営情報の公開に関して、情報公開の項目例等に関する自主的な取組目標をとりまとめ、各加盟校に対し周知している(平成22年7月日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会)。(再掲)

→ 各学校法人が「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を早期 に判断し、対応できるよう引き続き支援を行う。

<教育の機会均等の確保>

- 厳しい経済雇用情勢が続く中、経済格差や教育格差、格差の固定化等が 指摘。
- 具体的な方策については、これまで平成21年度において「安心社会実現会議」「教育再生懇談会」「教育安心社会の実現に関する懇談会」等において検討。
- また、平成22年度から子ども手当の支給、高校授業料実質無償化、高等学校等就学支援金の支給を開始したところであり、国私立大学の授業料減免の拡大や大学奨学金の充実等の対応を行った。

【参考】

国立大学の授業料減免

H23年度予算 225億円 (学生4.2万人分に相当) (対前年度29億円増) 免除率: 学部・修士課程 7.3%、博士課程 12.5%

私立大学の授業料減免

H23 年度予算 49 億円 (学生 3.3 万人分に相当) (対前年度比 9 億円増)

- しかしながら、以下の点について、なお課題が残る。
 - ・ 小学校就学前段階については、幼稚園就園奨励費補助金による補助を 実施しているが、公私間や幼稚園・保育所間の保護者負担の格差が生じ ている。また、現行計画では幼児教育の無償化が課題とされるとともに、 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの検討において、幼児教育 ・保育における利用者負担の在り方が検討課題となっている。
 - ・ 義務教育段階の就学援助については、昨今の不況の影響から、就学 援助対象者の数が年々増加している状況。
 - ・ 高校段階については、高校実質無償化を実施してもなお、低所得層 においては授業料以外の経費が大きな負担。また、公私間の学納金格差 や、都道府県ごとに公私比率が大きく異なっている状況。
 - ・ 高等教育段階では、経済情勢等の悪化等により近年の平均給与所得 が減少傾向にある一方で、授業料は高く、家計負担割合の増加が指摘さ れているなど、負担軽減策の更なる充実が必要。
 - 東日本大震災により就園、就学等が困難となった幼児児童生徒に対し、

学用品費給付事業や私立学校授業料等減免事業などを通じて、就園、就学等に必要な費用を支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」 (113億円)を平成23年度第1次補正予算に計上した。

→ 社会保障改革との整合性も勘案しつつ、高校の実質無償化等の着実な 実施に加えて、授業料減免や大学奨学金を引き続き充実していく必要が ある。

我が国の教育を取り巻く諸情勢の変化

~社会の構造変化に対応して、どのような社会システム・教育が必要か~

現状

①少子高齢化の進展

・生産年齢人口の減少、消費人口の減少 子ども若者向け支出はOECD39カ国中38位 →将来の負担が次世代へ

②地域社会、家族の変容

- ・核家族、一人親世帯など家族形態の変化
- ・価値観・ライフスタイルの多様化
- → 人間関係希薄化、社会的モラルの低下、 明確な目的意識を持つことの困難性
- ・他方、ネットを通じた新たなコミュニティ

③社会格差の増大、固定化

相互に連関

- ・インフォーマルな社会保障(企業・地域等)の喪失
- 経済格差の進行→教育格差
- →格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) →社会の不安定化

4)産業構造・雇用の変化

- ・低成長、サービス化
- ・終身雇用・年功序列、新卒一括採用等 雇用慣行の変化、労働市場のミスマッチ
- 社会(企業等)の人材育成機能低下
- →失業率、非正規雇用拡大

⑤グローバル化の進展

- ・国際競争の激化、特に新興国の台頭、
- ・人モノ金の流動化、知識・頭脳の 獲得競争、国際水平分業型のビジネス モデル、企業の採用活動のボーダーレス化
- ・地球規模の課題(環境、資源、貧困等)
- → 経済規模の拡大のみの限界

公債残高の累増、財政の限界国と地方、官と民の関係変化

産業、雇用、社会保障、科学技術など各政策との連携により実現

目指すべき方向性

社会への参加保障、生きる力

●生涯にわたって、一人一人の付加価値を高め、活用できる社会システム 〇安心して子どもを産み育てる環境 〇一人一人が共通のスタートラインにつくことができるシステム

社会の絆

〇コミュニティーの再生による社会的 包摂・絆の再構築

〇官か民かという2者択一を越えた 多様な主体による「公」の実現。 〇ワーク・ライフ・バランスの実現

全員に居場所と出番を確保

イノベーション(生産性の向上)

- ○イノベーションによる新たな社会的・ 経済的価値の創造
- 〇国際的な労働市場で必要とされる人 材の創出
- ○多様な価値観・異文化との共生
- 〇成長分野(環境、エネルギー、健康 等)を支える担い手づくり

教育の社会的効果(例)

一人一人の人的資本を高め 生産性を向上、税収増加

> 職業能力を高め 失業等のリスク軽減 公的支出抑制

新しい価値を生み出す 知識・能力の獲得と 世代間・地域間の 知識の伝達・普及

基礎的能力の獲得を 全員に保証(教育機会均等) (共通のスタートライン)

他者理解・人間関係形成能力等 D向上による社会関係資本の増大 (学校・学習活動と相互作用)

> 職の安定や 規範意識の向上等 による治安改善

体力の向上や 正しい知識等による 健康の増進への寄与

教育の公的性格を踏まえ、 社会全体で支える ことが必要。 〇社会全体で、1人1人が能力 を最大限に伸ばし、発揮するこ とが必要

ソフトパワー増大

人的資本

※個人の能力、モチベーション、健康なども含む広い概念



相互作用

社会関係資本

※人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる「ネットワーク (社会的なつながり)」「規範」「信頼」といった社会組織の特徴。物的資本、人的資本と並び、社会・個人の繁栄にとって重要な要素。

教育の果たす役割は大

未来への投資 積極的な福祉

一人一人に

「課題探求能力」、「キーコンピテンシー」も含めた「生きる力」を育成

○生涯を通じて、

多様な学習機会を確保

「教育の機会均等」 「教育の質」の保証

> 読み書き算に加えて、 価値創造、コミュニ ケーション、コラボ レーションが可能な高 度の知識や能力、体力、 規範意識など

元気な日本社会・経済

持続可能な社会への好循環

幸福度・満足度の向上へ社会全体の成長・安定化

創造的復興のイメージ

〇県全体で人口減少率(社会減・自然減両方)

生産年齢人口が少なく老年人口が多い。

〇ボランティア参加率、三世代同居率の高さ等

から勘案して、地域・家族の絆、ソーシャル

○県全体では各指標ともに全国平均を下回る。

○岩手県、福島県では高空就職者の県外就職率

が高く、高卒段階で県外への人材流出が進行。

キャピタルは比較的高いと考えられる。

〇避難所等の運営等からも推測できる。

○沿岸地域、原発地域に着目すると、

が大きい。

(特に岩手県)

震災前の状況

①少子高齢化の進展

【人口減少率(1994年を100とした場合の2009年の値)】 →岩手95、宮城101、福島96(全国102)

【老年(65以上)人口割合(2008)】

②地域社会、家族構成等

てくれますか(H22全国学力・学習状況調査)】

→岩手26.8%、宮城22.1%、福島24.7%(全国22.7%)

【PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加し

宮城:◎55.6% ○40.9% △2.8% ×0.0%

福島:◎62.3% ○36.8% △0.9% ×0.0%

(全国: $\bigcirc 56.9\%$ $\bigcirc 40.0\%$ $\triangle 2.9\%$ $\times 0.1\%$)

→ 岩手22.9%、宮城17.6%、福島22.9%(全国10.9%)

→ 岩手: ◎62.5% ○35.9% △1.6% ×0.0%

震災により懸念されうる影響

○生活インフラ、雇用情勢等の悪化により 更なる**人口減(特に生産年齢人口)**等が懸念

○市街地機能の喪失によるコミュニティ機能 の低下が懸念

→ 社会維持の基礎的条件の確保が必要

【人的·物的被害】

(岩手)死者4,530人(6/9)、行方不明2,809人(6/9) 避難者21,183人(6/6)、

家屋全半壊23,889棟(6/9)

(宮城(6/9))死者9,066人、行方不明4,913人、 避難者22,902人、家屋全半壊103,585棟

(福島(6/9))死者1,594人、行方不明379人、 避難者数99,209人、家屋全半壊37,547棟

【県外避難者数】

(福島)44道府県に35,557人(6/9)

【3県から県域を越えて転学した児童生徒の数】 (3県)10.486人(うち福島県から9.024人)(5/1)

○経済格差→教育格差→格差の世代間連鎖

○**地域間格差**(都道府県間、県内市町村間) の拡大等が懸念

【失業者数の増加(5/26)】

(岩手)24,113件、(宮城)49,851件、

(福島)40,644件

※自発的失業や定年退職等も含む。 【有効求人倍率の減少(3月:前月との比較)】

(岩手)29.3%減、(宮城)27.2%減、(福島)23.3%減 【大学等進学を断念した高校生の数】 (岩手)25人(うち20人専門学校・短大、5人大学)

【内定を取り消された学生·生徒数(5/25)】 (3県)185人 (入社延期:795人)

○県内産業基盤の機能低下、原発の→ 風評被害、自粛等による経済状況・ 雇用状況・所得状況、財政状況等 の悪化が懸念。

○全国的にも、部品の調達、電源供給の 悪化等による影響が懸念

【各産業毎の被害額】

(岩手(6/6))1次産業:約3,134億 (うち、水産・漁港:約2,360億、農業約580億

林業約193億円) (宮城(5/19))農林水産関係:9,379億

【ストックの毀損額(3/23)】

(3県)約14~約23兆円

(※3県のストック総額:約70兆円)【2011年度実質GDP成長率予測(5/25)】

【2011年及美員GDP成長半予測(3/25)】 震災を受けて+0.8%から-0.9%に下方修正/

考えられる方向性

○被災地における経済的支援 等セーフティネット

○地域住民の心と絆を結ぶ → コミュニティーの再構築

○イノベーションによる 新たな社会的・経済的価値の 創造

③所得·雇用状況

【1人当たり県民所得(H19)】

【三世代家族等の割合(H17)】

→ **岩手238万、宮城258万、福島285万(全国278万)** 【有効求人倍率(H23.2)】

→ 岩手0.50、宮城0.51、福島0.50(全国0.62)

- 【完全失業率(平成22年10~12月期平均)】 → **岩手**4.6%、**宮城**5.6%、福島4.9%(全国4.8%) 【高卒就職者の県外就職率(H22)】
- → 岩手43.3%、宮城16.9%、福島24.4%(全国19.6%) ○沿岸地域市町村は失業率が高い。 【大学等進学率】
- → 岩手40.1%、宮城47.7%、福島44.1% (全国54.3%)

4産業構造・財政状況

【財政力指数(H20)】

→ 岩手0.314、宮城0.543、福島0.462(全国0.521)

【経済活動別県内総生産(実質)(H19)】

1 次産業 被災3県 2.3%(全国1.1%)

2次産業 被災3県28.4%(全国27.7%) 3次産業 被災3県69.3%(全国71.2%)

【経済活動別従事者数(H17)】

1 次産業 被災3県 9.1% (全国4.8%)

2 次産業 被災3県 26.7%(全国26.1%)

3次産業 被災3県 63.4% (全国67.2%)

- ○県全体では各県ともに財政が厳しい。 特に**沿岸地域は財政力指数は極めて低い。**
- ○製造業は、**岩手県は輸送用機械器具、宮城県は食料品、** 福島県は情報通信関連が主要産業となっている。
- ○農業産出額は東北全体では、米、畜産、野菜の順に 高いが、全国と比較すると米、果実の構成割合が高い。
- ○海面漁業・養殖業生産額は3県とも、全国10位以内。
- ○沿岸地域市町村では、第1次産業従事者が多く、 第2次・第3次産業も水産関連産業が多いと考えられる。
- ○原発立地市町村は、原発関連産業が多いと考えられる。

ソフトパワーの充実による課題解決 (自ら考え行動し協調・創造するための

(白らちた行動し協調・制造するにぬ)(人、知恵、文化、コミュニケーション)

東北・日本の復興

相互に連関

東日本大震災を受けて教育振興基本計画の策定上留意すべき課題について(案)

当部会においては、6月6日の中央教育審議会への諮問(「第2期教育振興基本計画の策定について」)を受け、これまで、現行基本計画のフォローアップ及び被災地の教育関係者からのヒアリングを行ってきた。

第2期基本計画の策定に当たっては、今般の東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育振興の方策を検討し、東北発の未来型教育モデルづくりを促進していく必要がある。また、必要な方策については基本計画の策定を待たず、順次速やかに実行すべきである。

我が国の社会経済状況として、これまでも指摘されてきた少子高齢化、地域社会、家族の変容、産業構造・雇用の変化、グローバル化などの状況は、今後も全国的に進行していくものと考えられるが、今般の大震災を受けて、人的・物的被害が甚だしい被災地においては、より一層急速に進展することが見込まれる。その結果、生活水準、雇用経済の悪化、社会格差の増大など負の影響が懸念される。

一方で、被災地では、震災により行政や学校が大きな打撃を受け、他の施設を間借りして授業を行わざるを得ない地域があるなど未だ厳しい教育環境の中であっても、子ども達や教職員、地域の方々の献身的な行動、それを支える社会全体の絆の強さが明らかになるなど、希望は決して失われていない。

実際に、子ども達が率先してお年寄りを避難させ、避難所においてボランティア活動を手伝ったり、マニュアルを超えた行動によって危機を乗り越えたりするなど、 枚挙にいとまがない。現地の教育長や学校長などは異口同音にこれらを「誇り」であると表現し、復興に向けた意気込みを力強くしている。

また、日本全国や世界各地から多大な義援金やボランティアによる支援が寄せられたことなどにより、被災地は強く勇気づけられ、また、国民全体にとっても、世界とともに歩み、評価される日本の存在に改めて気付かされた。さらに、今回の経験を一人一人が自らのこととして意識を共有し社会全体が一丸となるきっかけともなった。

同時に、人知を超えた大自然においては、一人ひとりの人間は有限な存在ではあるが、状況を的確に捉え自ら学び考え行動するなど、どんなに困難が起きようとも生き抜くための力が必要であり、現に、被災地からもそうした力を育むことの重要性が指摘されている。

真の意味で持続可能な社会を構築していくためには、このような震災の教訓を、

世代を通じて伝えていかなければならず、これこそが、今回、犠牲となられた多くの方々の思いに通じるのではないか。

我が国社会全体が抱える課題は、例えば、①社会生活基盤の確保(生活水準の安定・向上や社会への参加保障などに向けた環境整備)、②地域の絆・コミュニティの再構築・維持、③新たな社会的・経済的価値の創造が考えられるが、これらの点は今回の震災により一層浮き彫りになった。課題解決に向けて教育の果たす役割は極めて大きい。

このため、次期基本計画策定に当たっては、上記を踏まえ、今後の教育政策全体の横断的な視点として下記の点を重視し、具体的方策を検討すべきと考える。施策例は、政府の復興構想会議や当部会のヒアリング等において挙げられたものであり、今後、当部会や各分科会において審議されている一般的課題とあわせて更に検討を深めるべきである。

記

【学びのセーフティーネット】

1. 被災地の子ども・若者、地域の方々が未来への希望を見いだすことができるよう、一刻も早く充実した教育を受けられるようにすることが喫緊の課題である。 同様に、我が国全体においても、経済的理由など様々な事情によって学習の機会を奪われないようにすることが重要である。このため、学習機会の確保や安心・安全な教育環境の実現に向けた十分な支援を行うことが必要である。

(例)

- ○地域全体の復興の方向性を踏まえた施設整備など教育環境の早期復旧 (施設の移転、学校と社会教育施設、社会福祉施設等の複合化、通学支援、幼保一体化施設等の設置支援、幼稚園をはじめとする私立学校の再 建支援など)
- ○学校・公民館・スポーツ施設等の防災拠点としての機能の強化 (耐震化、物資の備蓄、倉庫の整備、再生可能エネルギーの導入、非常 電源の確保、情報通信技術の活用など各施設の特性を踏まえた支援)
- ○児童生徒へのきめ細かい学びの支援 (教職員配置に係る特例的な措置、教育スタッフの活用など)
- ○経済的に就学困難な幼児、児童、生徒、学生への多様で手厚い支援
- ○ボランティアの活用などによる子どもの学習・交流支援
- ○中長期にわたる心身両面のサポート (教職員やスクールカウンセラー等による心のケアやリフレッシュの 機会提供など、震災を目の当たりにした児童生徒等、障害のある児童 生徒等、教職員、保護者などの個々の状況に応じたきめ細かな対応)、
- ○関係機関と連携した就職支援
- ○高齢者の社会参加に資する学習機会の充実

- ○文化芸術活動やスポーツ活動、体験活動を通じた子どもたちの勇気づけ
- ○災害時に外国人留学生を適切に支援できる体制の整備

など

【社会を生き抜く力】

2. 今回の震災をバネにして、<u>夢と志を持って社会を生き抜くための力</u>(例えば、困難な状況に置かれても、状況を的確に捉え自ら学び考え行動する力など)の重要性を社会全体で共有し、一人ひとりが生涯を通じて身につけていくことが重要である。このため、様々な学習機会を捉えて<u>教育の質の向上やその保障</u>に向けた方策を講じることが必要である。

(例)

- ○教育内容・方法の改善・充実
 - (震災経験を日常の教育活動に活用するなど実体験に基づく学習活動、 様々なボランティアや体験活動・交流活動等の推進、放射線に関する 知識と理解の定着への支援など)
- ○地域との連携や防災技術の発展、「減災」の考え方も踏まえた実践的な 防災教育の推進
 - (今回の震災対応の実例を十分踏まえた方策)
- ○ボランティアの活用などによる子どもの学習・交流支援(再掲)
- ○教職員の十分な確保・質の向上 など

【絆づくりとコミュニティの再構築】

3. 今回の震災では、学校と地域住民が連携した取組を進めている地域では避難所運営が円滑に進められるなど、日頃より存在する地域における一人一人のアイデンティティや人々の間の絆、これらを形成するコミュニティの重要性が際立った。一方で被災により地域コミュニティの維持が危ぶまれている地域もあり、また我が国社会全体でも都市部や限界集落などでは、コミュニティの再構築が求められている。このため、学びを媒介として様々な立場の人々が協働するための拠点である学校や公民館等を中心にして、地域社会全体の教育力の向上や、個人が主体的に社会に参画し相互に支え合うための教育上の方策を講じることが必要である。

(例)

- ○地域の主体性、創意工夫が活かされるような教育行政体制の確立
- ○学校・公民館・図書館・博物館・スポーツ施設等を拠点とした地域コミュニティの再構築

(コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、放課後子ども教室など学校・地域づくりへの地域住民等の協働・参画の促進、地域コミュニティの拠点としての学校・公民館・スポーツ施設等の機能強化、地

域の復興への子どもたちの主体的な参画、情報通信技術の活用)

- ○ボランティア活動等の推進、コーディネーターの育成確保、拠点形成
- ○地域における文化芸術活動やスポーツ活動の充実
- ○学校・公民館等の防災拠点としての機能の強化、地域との連携や防災 技術の発展、「減災」の考え方も踏まえた実践的な防災教育の推進(再 掲)
- ○大学等における地域復興のためのセンター機能及び教育研究基盤の整備

(大学を核とした地域復興、人材育成、教育研究活動、大学病院を核とする地域医療の復興、子どもの学習・スポーツ活動支援や心のケア等に関するボランティア活動の推進など)

- ○高齢者の社会参加に資する学習機会の充実(再掲)
- ○街ぐるみの留学生支援や外国人留学生と地域住民との交流促進

など

【未来への飛躍】

4. 単なる復旧ではなくあらゆる英知を結集して未来志向の復興を目指す必要がある。このため、新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創出や、例えば環境問題、エネルギー問題、少子高齢化に係る問題など様々な社会のニーズに応える人材の養成や研究、また、異文化理解やコミュニケーション能力などを備えたグローバル人材の育成を図ることが重要である。被災地においては、地域産業の復興・高度化や新産業の創出、高度医療を担う人材の養成に向けた方策を実施することが必要である。

(例)

- ○初等中等教育段階における科学技術や国際化、情報化の進展等に対応 した先進的教育の実施
- ○地域医療を支える医療人や研究医の養成
- ○大学、専修学校、高等専門学校、高校における復興に向けた人材育成 等の推進

(復興に向けた人材育成、教育研究活動、産学官による連携協力体制の構築の推進、就職支援など)

- ○大学におけるグローバル人材育成への支援 (海外の大学との協働教育、大学の国際化の拠点形成及びネットワーク化推進、情報発信等の取組支援や留学を促進する制度整備など)
- ○専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーの養成
- ○国際的視野を持ち先見性や創造性に富む人材の養成
- ○日本人学生の海外留学や外国からの留学生の受け入れなどの促進

5. 上記1~4を実現するためにも、次期基本計画においては、中長期的視点に立って<u>具体的な成果目標及びそれを実現するための具体的な政策の実現方途を</u>設定することが必要である。

基本計画部会における当面の審議の進め方(案)

震災を受けた課題整理

6月13日(月)第4回

____ ○審議開始、フリーディスカッション

7月4日(月)第5回

7月8日(金)第6回

〇被災地からのヒアリング①、②

7月21日(木)第7回

〇震災を踏まえた教育上の課題の整理

〇第2期基本計画の検討の進め方等について

フレームワークの構築

8月頃~10月頃

○基本計画策定の基本方針、構成等

〇成果目標の在り方 (イメージ)

○今後取り組むべき課題

〇テーマごとに関係者からのヒアリング など

主要施策など全体像を整理

年内

〇計画の基本的方向性(骨子)

〇関係者からのヒアリング など

来年度

〇基本計画本文、答申

※各分科会、部会においては、上記の審議状況を随時報告。

第2期基本計画の検討の進め方等について(案)

(1)全体構成について

- 第1期計画における、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿、4つの基本的方向性のフォローアップを踏まえつつ、各政策を横断的視点に捉え直して、全体構造を整理すべきではないか。
- どのような人を育てるのかなど、政策の成果目標を明確にした上で、 その実現に必要な方策を具体化すべきではないか。PDCAサイクルの実施 を可能とする計画とすべきではないか。
- 記述に当たっては、抽象的、文学的修辞ではなく、極力データを活用 するなど分かりやすい表現を心がけるべきではないか。現場にしっかり と伝わるような工夫も必要ではないか。
- 東日本大震災の教訓は、被災地のみならず我が国全体で受け止めるべきであり、対応に当たっての基本的考え方を教育振興基本計画にも反映すべきではないか。

(2) 盛り込む方策の内容について

- 施策を総花的に盛り込むのではなく、重点化すべきではないか。
- 各分科会等で既に検討している政策、実施している政策を単純に整理するのではなく、例えば、内向き指向にならずチャレンジする人材、グローバル化に対応する人材の養成など、社会の変化を分析し政策を横断的に捉えなおした結果、明らかになる課題を積極的に盛り込むべきではないか。その際には、各分科会等と密接な連携を図っていく必要がある。

(3) 議論の進め方について

○ 中教審における審議だけでなく、国民各層の声を幅広く聴取し反映すべきではないか。(熟議の活用など)